

平成 28 年第 1 回松川町議会定例会(第 20 日目)議事日程

平成 28 年 3 月 22 日 午後 3 時 00 分開議

開議宣告

議事日程の報告

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 18 号 | 松川町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 8 号 | 平成 28 年度松川町一般会計予算について |
| 日程第 3 | 議案第 9 号 | 平成 28 年度松川町国民健康保険事業特別会計予算について |
| 日程第 4 | 議案第 10 号 | 平成 28 年度松川町後期高齢者医療特別会計予算について |
| 日程第 5 | 議案第 11 号 | 平成 28 年度松川町介護保険事業特別会計予算について |
| 日程第 6 | 議案第 12 号 | 平成 28 年度松川町公共下水道事業特別会計予算について |
| 日程第 7 | 議案第 13 号 | 平成 28 年度松川町農業集落排水事業特別会計予算について |
| 日程第 8 | 議案第 14 号 | 平成 28 年度松川町保養宿泊施設事業特別会計予算について |
| 日程第 9 | 議案第 15 号 | 平成 28 年度松川町青年の家特別会計予算について |
| 日程第 10 | 議案第 16 号 | 平成 28 年度松川町発電事業特別会計予算について |
| 日程第 11 | 議案第 17 号 | 平成 28 年度松川町水道事業会計予算について |
| 日程第 12 | 議案第 19 号 | 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第 13 | 議案第 20 号 | 松川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 14 | 議案第 21 号 | 平成 27 年度松川町一般会計補正予算(第 8 回)について |
| 日程第 15 | 議案第 22 号 | 平成 27 年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 回)について |

- 日程第 16 議案第 23 号 平成 27 年度松川町介護保険事業特別会計補正予算(第 4 回)について
- 日程第 17 議案第 24 号 平成 27 年度松川町公共下水道事業特別会計補正予算(第 5 回)について
- 日程第 18 議案第 25 号 平成 27 年度松川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 回)について
- 日程第 19 議案第 26 号 平成 27 年度松川町保養宿泊施設事業特別会計補正予算(第 3 回)について
- 日程第 20 議案第 27 号 平成 27 年度松川町発電事業特別会計補正予算(第 3 回)について
- 日程第 21 議案第 28 号 平成 27 年度松川町水道事業会計補正予算(第 4 回)について
- 日程第 22 議案第 29 号 南信州広域連合が処理する事務の変更及び南信州広域連合規約の変更について
- 日程第 23 議案第 30 号 国土利用計画(松川町計画)について
- 日程第 24 継続審査・調査について
- 日程第 25 町長あいさつ

閉会宣告

議案第 18 号

松川町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について

松川町議会政務活動費の交付に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 28 年 3 月 22 日 提 出
松 川 町 長 深 津 徹

平成 28 年 3 月 22 日 可 決
松川町議会議長 関 克 義

松川町議会政務活動費の交付に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、松川町議会議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員に対する政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（交付対象）

第2条 政務活動費は、議員の職にある者に対し交付する。

（交付額）

第3条 政務活動費は、年額84,000円とし、毎年度4月1日（以下「基準日」という。）に在職する議員に対し交付する。

2 年度の途中において議員の任期満了により議員でなくなった場合の政務活動費の額は、任期満了の日の属する月までの月数分を月割計算により算出した額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、年度の途中において新たに議員となった者は、基準日に在職したものとみなす。ただし、その者に対して交付する政務活動費の額は、任期開始の日の属する月の翌月から月割計算により算出した額とする。

（交付申請）

第4条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度、4月30日までに申請書を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定により申請した事項に変更が生じたときは、町長に対し、議長を經由して政務活動費交付変更申請書を提出しなければならない。

3 年度の途中において新たに議員となった者は、任期開始の日の属する月の翌月末日までに申請書を町長に提出しなければならない。

（交付決定）

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、政務活動費の交付の決定をし、議員に通知しなければならない。

（交付請求及び交付方法）

第6条 議員は、前条の規定による通知を受けた後、10日以内（その日が松川町の休日とする条例（平成元年松川町条例第21号）第1条に規定する町の休日に当たるときはその翌日）に、政務活動費を町長に請求するものとする。

2 町長は、前項の請求があったときは、速やかに交付するものとする。

(経費の範囲)

第7条 政務活動費を充てることができる経費の範囲は、別表第1に定める経費とする。

2 政務活動費は、別表第2に定める経費に充ててはならない。

(収支報告書)

第8条 議員は、その年度の政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を、領収書その他支出を証すべき書面を添えて年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

2 議員は、任期満了、辞職、失職若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなった場合には、前項の規定にかかわらず、議員でなくなった日の属する月までの収支報告書を、領収書その他支出を証すべき書面を添えて議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

3 議長は、前2項の規定により提出された収支報告書の写しを、町長に送付しなければならない。

(議長の調査)

第9条 議長は、政務活動費の適正な運用を期すため、前条の規定により収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(政務活動費の返還)

第10条 議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員がその年度において行った政務活動費による支出の総額を控除して残額があるときは、当該残額を速やかに町長に返還しなければならない。ただし、死亡の場合を除く。

(収支報告書の保存)

第11条 第8条の規定により提出された収支報告書は、これを受理した議長において、提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 議長は、別に定めるところにより、収支報告書を閲覧に供するものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

項目	内容
調査研究費	議員が行う町の事務及び地方行財政に関する調査研究及び調査委託に関する経費
会議研修費	研修会及び各種会議を開催するために必要な経費、並びに団体等が開催する研修会、意見交換会等の各種会議への参加に要する経費
広報広聴費	議員が行う活動又は町政について住民に報告するために要する経費、並びに議員の活動又は町政に対する住民からの要望及び意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
資料購入費	政務活動のための図書、資料の購入等に要する経費
情報通信費	政務活動のための情報通信に要する経費
事務費	政務活動のための事務機器の設置・使用、資料作成その他の事務の運用に要する経費

別表第2（第7条関係）

項目	内容
政党活動に関する経費	党大会への出席、賛助金、政党の広報紙等印刷・発送、政党組織の事務所の設置及び維持（人件費を含む）、その他政党活動に要する経費
選挙活動に係る経費	各種選挙等での支援活動、選挙ビラ作成、その他選挙運動及び選挙活動に要する経費
後援会活動に係る経費	後援会の広報紙等の印刷・発送、後援会事務所の設置及び維持（人件費を含む。）、後援会主催の町政報告会等の開催、その他後援会活動に要する経費
私的活動に係る経費	冠婚葬祭、宗教活動、その他私的活動に要する経費。議員が他の団体の役職を兼ねている場合、当該団体の理事会、役員会、総会等への出席に要する経費
その他政務活動の目的に合致しない経費	公職選挙法等の法令の制限に抵触する経費並びに調査研究活動に直接必要としない備品の購入等に要する経費

議案第 19 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
の制定について

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年 3月22日 提出
松川町長 深津 徹

平成28年 3月22日 可決
松川町議会議長 関 克義

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）

（松川町情報公開条例の一部改正）

第1条 松川町情報公開条例（平成11年松川町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第13条の2 第7条第1項の規定による決定又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

第14条を次のように改める。

（審査請求）

第14条 実施機関は、第7条第1項の規定による決定又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく町情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求についての裁決を行わなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る情報の全部を公開することとする場合（第三者から当該情報の公開について反対の意思を表示した書面が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第15条第1項中「第7条の規定による決定に対する不服申立て」を「第7条第1項の規定による決定又は公開請求に係る不作為に対する審査請求」に改め、同条第7項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

（松川町個人情報保護条例の一部改正）

第2条 松川町個人情報保護条例（平成11年松川町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第25条の次に次の1条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第25条の2 第17条第1項若しくは前条第1項の決定又は開示請求若しくは訂正請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

第26条を次のように改める。

(審査請求)

第26条 実施機関は、第17条第1項若しくは第25条第1項の決定又は開示請求若しくは訂正請求に係る不作為について審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅延なく、審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求についての裁決を行わなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合（第三者から当該個人情報の開示について反対の意思を表示した書面が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(松川町行政手続条例の一部改正)

第3条 松川町行政手続条例(平成8年松川町条例第8号)の一部を次のように改正する。
第19条第2項第4号中「ことのある」を削る。

(松川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第4条 松川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年松川町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(松川町固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第5条 松川町固定資産評価審査委員会条例(昭和31年松川町条例第40号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項」を「行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条中第3項を第4項とし、第2項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、同条

第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。第10条第1項第2号及び第2項第3号において「情報通信技術利用法」という。）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第6条に次の1項を加える。

- 5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを町長に送付しなければならない。

第14条を第16条とし、第13条を第15条とし、第12条を第14条とし、第11条中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同条を第13条とし、同条に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び町長の主張の要旨
- (4) 理由

第10条を第12条とし、第9条の次に次の2条を加える。

(手数料の額等)

第10条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第4項の規定により納付しなければならない手数料（以下この条及び次条において「手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項に規定する書面若しくは書類を複写機により用紙の片面若しくは両面に白黒若しくはカラーで複写したものの交付又は同項に規定する電磁的記録に記録された事項を用紙の片面若しくは両面に白黒若しくはカラーで出力したものの交付 用紙1枚につき10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、50円）。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。
 - (2) 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を情報通信技術利用法第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法 前号に掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円
- 2 手数料は、委員会が定める書面に収入証紙を貼って納付しなければならない。ただ

し、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 手数料の納付について収入証紙によることが適当でない審査申出として委員会
がその範囲及び手数料の納付の方法を公示した場合において、公示された方法によ
り手数料を納付する場合（第3号に掲げる場合を除く。）
- (2) 委員会の事務所において手数料の納付を現金ですることが可能である旨及び当
該事務所の所在地を当該委員会が公示した場合において、手数料を当該事務所にお
いて現金で納付する場合（次号に掲げる場合を除く。）
- (3) 情報通信技術利用法第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組
織を使用して法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条
第1項の規定による交付を求める場合において、固定資産評価審査委員会規程で定
める方法により手数料を納付する場合

(手数料の減免)

第11条 委員会は、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38
条第1項の規定による交付を受ける審査申出人が経済的困難により手数料を納付する
資力がないと認めるときは、同項の規定による交付の求め1件につき2,000円を限度と
して、手数料を減額し、又は免除することができる。

- 2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査申出人は、法第433条第11項において読
み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を求める際に、併せ
て当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を委員会に提出しなけれ
ばならない。
- 3 前項の書面には、審査申出人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各
号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けている
ことを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明す
る書面を、それぞれ添付しなければならない。

(松川町手数料徴収条例の一部改正)

第6条 松川町手数料徴収条例（平成12年松川町条例第19号）の一部を次のように改正す
る。

第7条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（手数料を徴収しないもの）」を
付し、同条第1項中「、手数料」の次に「（別表第57の項及び第58の項に掲げる手数料
を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

第7条の2 別表第58の項及び第59の項に掲げる手数料については、審理員（行政不服
審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項に規定する場合にあっては、審査庁。次
項において同じ。）は、行政不服審査法第38条第1項（同法第9条第3項の規定によ
り読み替えて適用する場合及び他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。）

の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人（以下「審査請求人等」という。）が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、2,000円を限度として、当該手数料を減額し、又は免除することができる。

- 2 前項の手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、同項の交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員に提出しなければならない。
- 3 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

別表中第58の項を第60の項とし、第57の項の次に次のように加える。

- (58) 行政不服審査法第38条 1件につき 300円
第1項に規定する書面又は書類を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付 ただし、白黒で複写した場合にあっては1枚増すごとに10円 カラーで複写した場合にあっては1枚増すごとに50円 両面に複写された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。
- (59) 行政不服審査法第38条 1件につき 300円
第1項に規定する電磁的記録に記録された事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付 ただし、白黒で出力した場合にあっては1枚増すごとに10円 カラーで出力した場合にあっては1枚増すごとに50円 両面に出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

（松川町町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正）

第7条 松川町町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和34年松川町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「異議の申立」を「審査請求」に改め、同条第1項中「10日以内」を「3か月以内」に、「異議を申立てる」を「審査請求をする」に改め、同条第2項中「異議の申立を受けた」を「審査請求がされた」に、「決定しなければ」を「裁決してなければ」に改める。

（松川町消防団員等公務災害補償条例の一部改正）

第8条 松川町消防団員等公務災害補償条例（昭和46年松川町条例第15号）の一部を次の

ように改正する。

第26条（見出しを含む。）中「異議申立」を「審査請求」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

（経過措置）

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。
- 3 第4条の規定による改正後の松川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第5条第2号の規定は、同条例第4条の規定による平成28年度分以降の業務の状況の報告について適用し、平成27年度における業務の状況の報告については、なお従前の例による。

（適用区分）

- 4 第5条の規定による改正後の松川町固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項、第10条、第11条並びに第13条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。

議案第 20 号

松川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
の制定について

松川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定するものとする。

平成28年 3月22日 提 出
松 川 町 長 深 津 徹

平成28年 3月22日 可 決
松川町議会議長 関 克 義

松川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）

第1条 松川町一般職の職員の給与に関する条例(昭和31年松川町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第5条の2中「標準的な職務の内容は」の次に「級別職務分類表(別表第3)に定めるものとし、その具体的な職務については」を加える。

第29条中「職員に対し、」の次に「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改める。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第5条の2関係）

級別職務分類表

職務の級	職務の内容
1級	主事の職務
2級	主任の職務
3級	主査の職務
4級	係長の職務
5級	課長の職務
6級	複雑かつ困難な業務をつかさどる課長の職務

第2条 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年松川町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第3条 松川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年松川町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、第6号を第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第3条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

(5) 職員の休業の状況

第3条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

議案第21号

平成27年度松川町一般会計補正予算（第8回）

平成27年度松川町一般会計補正予算（第8回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ253,422千円を追加し、歳入歳出それぞれ6,812,584千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加および変更は「第2表 繰越明許費補正」による。

（継続費の補正）

第3条 継続費の追加、廃止及び変更は、「第3表 継続費補正」による

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成28年 3月22日 提出
松川町長 深津 徹

平成28年 3月22日 可決
松川町議会議長 関 克 義

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 町税		1,370,376	17,214	1,387,590
	1 町民税	572,874	8,174	581,048
	2 固定資産税	673,439	9,796	683,235
	3 軽自動車税	41,535	△228	41,307
	4 たばこ税	64,528	△528	64,000
2 地方譲与税		72,721	△334	72,387
	1 地方揮発油譲与税	22,075	△1,620	20,455
	2 自動車重量譲与税	50,646	1,286	51,932
3 利子割交付金		2,721	△336	2,385
	1 利子割交付金	2,721	△336	2,385
4 配当割交付金		6,982	193	7,175
	1 配当割交付金	6,982	193	7,175
5 株式等譲渡所得割交付金		4,352	1,144	5,496
	1 株式等譲渡所得割交付金	4,352	1,144	5,496
6 地方消費税交付金		210,476	45,686	256,162
	1 地方消費税交付金	210,476	45,686	256,162
7 自動車取得税交付金		11,765	△2,583	9,182
	1 自動車取得税交付金	11,765	△2,583	9,182
8 地方特例交付金		5,891	338	6,229

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 地方特例交付金	5,891	338	6,229
9 地方交付税		2,292,983	46,748	2,339,731
	1 地方交付税	2,292,983	46,748	2,339,731
10 交通安全対策特別交付金		1,562	△20	1,542
	1 交通安全対策特別交付金	1,562	△20	1,542
11 分担金及び負担金		86,649	△7,366	79,283
	2 負担金	86,649	△7,366	79,283
12 使用料及び手数料		67,806	△2,483	65,323
	1 使用料	50,022	△2,483	47,539
13 国庫支出金		684,487	68,582	753,069
	1 国庫負担金	325,611	7,975	333,586
	2 国庫補助金	355,885	60,564	416,449
	3 委託金	2,991	43	3,034
14 県支出金		304,488	43,852	348,340
	1 県負担金	164,631	11,182	175,813
	2 県補助金	108,541	32,137	140,678
	3 委託金	31,316	533	31,849
15 財産収入		6,765	4,088	10,853
	1 財産運用収入	5,762	△912	4,850

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 財産売払収入	1,003	5,000	6,003
1 6 寄附金		38,306	5,171	43,477
	1 寄附金	38,306	5,171	43,477
1 7 繰入金		211,076	8,703	219,779
	1 特別会計繰入金	5,442	10,803	16,245
	2 基金繰入金	205,634	△2,100	203,534
1 9 諸収入		157,788	△5,175	152,613
	2 町預金利子	2,000	△1,765	235
	4 受託事業収入	6,885	△5,346	1,539
	5 雑入	58,305	1,936	60,241
2 0 町債		550,200	30,000	580,200
	1 町債	550,200	30,000	580,200
歳 入 合 計		6,559,162	253,422	6,812,584

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		82,919	194	83,113
	1 議会費	82,919	194	83,113
2 総務費		797,706	60,835	858,541
	1 総務管理費	635,529	61,933	697,462
	3 戸籍住民基本台帳費	74,363	△950	73,413
	5 統計調査費	5,479	△148	5,331
3 民生費		1,722,453	62,679	1,785,132
	1 社会福祉費	1,118,565	68,096	1,186,661
	2 児童福祉費	603,888	△5,417	598,471
4 衛生費		567,266	11,338	578,604
	1 保健衛生費	381,212	12,838	394,050
	2 清掃費	186,054	△1,500	184,554
5 労働費		1,038	1,000	2,038
	1 労働諸費	1,038	1,000	2,038
6 農林水産業費		569,034	67,054	636,088
	1 農業費	496,945	71,700	568,645
	2 林業費	72,089	△4,646	67,443
7 商工費		206,135	7,039	213,174
	1 商工費	206,135	7,039	213,174

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		856,984	△35,000	821,984
	2 道路橋梁費	628,961	△34,000	594,961
	4 都市計画費	192,048	△1,000	191,048
9 消防費		257,066	△1,774	255,292
	1 消防費	257,066	△1,774	255,292
10 教育費		758,216	1,541	759,757
	1 教育総務費	46,755	2,276	49,031
	2 小学校費	183,145	△6,200	176,945
	3 中学校費	77,715	△1,906	75,809
	4 社会教育費	409,953	7,371	417,324
12 公債費		658,201	△2,960	655,241
	1 公債費	658,201	△2,960	655,241
13 予備費		82,024	81,476	163,500
	1 予備費	82,024	81,476	163,500
歳 出 合 計		6,559,162	253,422	6,812,584

第2表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	地方創生加速化交付金事業 (知の拠点整備事業広域連合負担金)	27,000
		地方創生加速化交付金事業 (移住ガイドブック作成事業)	972
		地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業	19,829
3 民生費	1 社会福祉費	年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業	48,046
5 労働費	1 労働諸費	地方創生加速化交付金事業 (職業相談員設置事業)	1,000
6 農林水産費	1 農業費	地方創生加速化交付金事業 (みらいリニューアル工事)	30,000
		地方創生加速化交付金事業 (移住支援員設置事業)	10,000
		地方創生加速化交付金事業 (国際交流海外旅費)	2,500
		地方創生加速化交付金事業 (農家民泊補助金)	110
		地方創生加速化交付金事業 (パンフレット・のぼり作成事業)	1,000
		地方創生加速化交付金事業 (特産品開発器具整備事業)	808
		地方創生加速化交付金事業 (若者定住住宅取得祝金事業)	2,500
		地方創生加速化交付金事業 (展示商談会出典等PR事業)	370
		担い手確保・経営強化支援事業	30,000

千円

	1 林業費	地方創生加速化交付金事業（およびの森整備事業）	2,500
7 商工費	1 商工費	地方創生加速化交付金事業（企業誘致パンフレット作成）	120
		地方創生加速化交付金事業（住宅リフォーム補助事業）	6,000
		地方創生加速化交付金事業（店舗リフォーム補助事業）	1,000
		地方創生加速化交付金事業（まっふる広告掲載事業）	769
8 土木費	2 道路橋梁費	町道神護原線道路改良事業	103
		町道神護原線道路改良事業（7工区）	60,192
		町道町谷線道路改良工事	36,980
		町道大草線橋梁整備工事（郷原5工区）	53,424
		町道141号線道路改良工事	4,125
		町道95号線局部改良工事	4,304
10 教育費	1 教育総務費	地方創生加速化交付金事業（ふるさと学費応援補助事業）	2,240
	4 社会教育費	地域未来塾ICT備品整備事業	6,661
合 計			352,553

第 3 表 継 続 費 補 正

(変 更)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
10. 教育費	4. 社会教育費	社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業) 松川町中央公民館改築事業	千円		千円	千円		千円
			699,486	平成27年度	315,599	699,058	平成27年度	315,171
				平成28年度	383,887		平成28年度	383,887

第 4 表 地方債補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般補助施設整備等事業債	千円 1,500	証書借入	%以内 4.0	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議するものによる。但し、財政の都合により措置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(変更)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
全国防災事業債	千円 12,600	証書借入	%以内 4.0	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議するものによる。但し、財政の都合により措置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 17,400	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
臨時財政対策債	219,300	〃	〃	〃	243,000	〃	〃	〃
計	231,900				260,400			

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 町税	1,370,376	17,214	1,387,590
2 地方譲与税	72,721	△334	72,387
3 利子割交付金	2,721	△336	2,385
4 配当割交付金	6,982	193	7,175
5 株式等譲渡所得割交付金	4,352	1,144	5,496
6 地方消費税交付金	210,476	45,686	256,162
7 自動車取得税交付金	11,765	△2,583	9,182
8 地方特例交付金	5,891	338	6,229
9 地方交付税	2,292,983	46,748	2,339,731
10 交通安全対策特別交付金	1,562	△20	1,542
11 分担金及び負担金	86,649	△7,366	79,283
12 使用料及び手数料	67,806	△2,483	65,323
13 国庫支出金	684,487	68,582	753,069
14 県支出金	304,488	43,852	348,340
15 財産収入	6,765	4,088	10,853
16 寄附金	38,306	5,171	43,477
17 繰入金	211,076	8,703	219,779
19 諸収入	157,788	△5,175	152,613
20 町債	550,200	30,000	580,200

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
歳入合計	6,559,162	253,422	6,812,584

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	82,919	194	83,113	0	0	0	194
2 総務費	797,706	60,835	858,541	33,696	1,500	3,205	22,434
3 民生費	1,722,453	62,679	1,785,132	60,185	0	△7,366	9,860
4 衛生費	567,266	11,338	578,604	263	0	12,409	△1,334
5 労働費	1,038	1,000	2,038	1,000	0	0	0
6 農林水産業費	569,034	67,054	636,088	74,563	0	△685	△6,824
7 商工費	206,135	7,039	213,174	7,889	0	△900	50
8 土木費	856,984	△35,000	821,984	△83,600	0	△48	48,648
9 消防費	257,066	△1,774	255,292	0	0	0	△1,774
10 教育費	758,216	1,541	759,757	18,438	4,800	△2,933	△18,764
12 公債費	658,201	△2,960	655,241	0	0	0	△2,960
13 予備費	82,024	81,476	163,500	0	0	0	81,476
歳出合計	6,559,162	253,422	6,812,584	112,434	6,300	3,682	131,006

2. 歳入

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節 金 額		説 明
款 項	目				区 分	金 額	
1 町税		1,370,376	17,214	1,387,590			
1 町民税		572,874	8,174	581,048			
1 個人		507,453	13,674	521,127	1 現年課税分	15,000	現年課税分増 15,000
					2 滞納繰越分	△1,326	滞納繰越分減 △1,326
2 法人		65,421	△5,500	59,921	1 現年課税分	△5,500	現年課税分減 △5,500
2 固定資産税		673,439	9,796	683,235			
1 固定資産税		657,144	9,796	666,940	1 現年課税分	12,000	土地 1,484 家屋 1,430 償却資産 9,086
					2 滞納繰越分	△2,204	滞納繰越分減 △2,204
3 軽自動車税		41,535	△228	41,307			
1 軽自動車税		41,535	△228	41,307	2 滞納繰越分	△228	滞納繰越分減 △228
4 たばこ税		64,528	△528	64,000			
1 たばこ税		64,528	△528	64,000	1 現年課税分	△528	現年課税分減 △528

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節 額		説 明
款	項 目				区 分	金 額	
	2 地方譲与税	72,721	△334	72,387			
	1 地方揮発油譲与税	22,075	△1,620	20,455			
	1 地方揮発油譲与税	22,075	△1,620	20,455	1 地方揮発油譲与税	△1,620	地方揮発油譲与税減 △1,620
	2 自動車重量譲与税	50,646	1,286	51,932			
	1 自動車重量譲与税	50,646	1,286	51,932	1 自動車重量譲与税	1,286	自動車重量譲与税増 1,286
	3 利子割交付金	2,721	△336	2,385			
	1 利子割交付金	2,721	△336	2,385			
	1 利子割交付金	2,721	△336	2,385	1 利子割交付金	△336	利子割交付金減 △336
	4 配当割交付金	6,982	193	7,175			
	1 配当割交付金	6,982	193	7,175			
	1 配当割交付金	6,982	193	7,175	1 配当割交付金	193	配当割交付金増 193

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
款	項 目				区 分	金 額	
5	株式等譲渡所得割交付金	4,352	1,144	5,496			
	1 株式等譲渡所得割交付金	4,352	1,144	5,496			
	1 株式等譲渡所得割交付金	4,352	1,144	5,496	1 株式等譲渡所得割交付金	1,144	株式等譲渡所得割交付金増 1,144
6	地方消費税交付金	210,476	45,686	256,162			
	1 地方消費税交付金	210,476	45,686	256,162			
	1 地方消費税交付金	210,476	45,686	256,162	1 地方消費税交付金	45,686	地方消費税交付金増 45,686
7	自動車取得税交付金	11,765	△2,583	9,182			
	1 自動車取得税交付金	11,765	△2,583	9,182			
	1 自動車取得税交付金	11,765	△2,583	9,182	1 自動車取得税交付金	△2,583	自動車取得税交付金減 △2,583
8	地方特例交付金	5,891	338	6,229			
	1 地方特例交付金	5,891	338	6,229			

(単位：千円)

款	項	科 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
		1 地方特例交付金	5,891	338	6,229	1 地方特例交付金	338	減収補てん特例交付金増 338
		9 地方交付税	2,292,983	46,748	2,339,731			
		1 地方交付税	2,292,983	46,748	2,339,731			
		1 地方交付税	2,292,983	46,748	2,339,731	1 地方交付税	46,748	普通交付税増 46,748
		10 交通安全対策特別交付金	1,562	△20	1,542			
		1 交通安全対策特別交付金	1,562	△20	1,542			
		1 交通安全対策特別交付金	1,562	△20	1,542	1 交通安全対策特別交付金	△20	交通安全対策特別交付金減 △20
		11 分担金及び負担金	86,649	△7,366	79,283			
		2 負担金	86,649	△7,366	79,283			
		2 民生費負担金	76,791	△7,366	69,425	1 保育所負担金	△7,330	保育料減 延長保育料減 一時保育料増 △6,500 △1,210 380

(単位：千円)

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節 金 額		説 明
款	項	目				区 分	金 額	
						6 児童福祉費負担金	△36	児童館利用料減 △36
	12	使用料及び手数料	67,806	△2,483	65,323			
		1 使用料	50,022	△2,483	47,539			
		1 町営施設使用料	15,438	△750	14,688	6 山村振興施設使用料	△750	山村振興施設使用料減 △750
		2 温水プール施設等使用料	13,600	△900	12,700	2 プール施設等使用料	△900	プール施設使用料減 △900
		4 住宅使用料	4,663	△833	3,830	2 教員住宅使用料	△833	教員住宅使用料減 △833
	13	国庫支出金	684,487	68,582	753,069			
		1 国庫負担金	325,611	7,975	333,586			
		1 民生費国庫負担金	324,711	7,675	332,386	2 保険基盤安定国庫負担金	8,642	保険基盤安定国庫負担金増 8,642
						3 障がい者福祉費国庫負担金	△967	障害者医療費負担金減 障害者自立支援給付費等負担金増 障害児施設措置給付費等負担金増 △3,723 1,670 1,086

(単位：千円)

款	項	科 目		計	節		説 明	
		目	補正前の額		補正額	区 分		金 額
		2 衛生費国庫負担金	900	300	1,200	1 未熟児養育医療費国庫負担金	300	未熟児養育医療費負担金増 300
		2 国庫補助金	355,885	60,564	416,449			
		1 民生費国庫補助金	42,325	41,810	84,135	1 障がい者福祉費国庫補助金	△7	地域生活支援事業補助金減 △7
						6 子育て世帯臨時特例給付金	△2,718	子育て世帯臨時特例給付金減 △2,718
						7 臨時福祉給付金	44,535	年金生活者等支援臨時福祉給付金 臨時福祉給付金減 48,043 △3,508
		3 教育費国庫補助金	7,443	9,715	17,158	1 特別支援教育就学援助国庫補助金	478	小学校特別支援教育就学援助費増 中学校特別支援教育就学援助費増 214 264
						2 へき地児童生徒援助費補助金	44	へき地児童生徒援助費補助金増 44
						6 学校施設環境改善交付金	9,193	学校施設環境改善交付金増 9,193

(単位：千円)

款	項	科 目 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
		4 土木費国庫補助金	256,989	△83,600	173,389	5 社会資本整備総合交付金	△83,600	社会資本整備総合交付金（都市局）減 社会資本整備総合交付金（道路局）減 △45,800 △37,800
		6 総務費国庫補助金	42,320	94,039	136,359	5 社会保障・ 税番号制度 システム整備 費補助金	△950	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 △950
						11 地方公共団 体情報キ ャリティ強 化対策費補 助金	6,100	地方公共団体情報キ ャリティ強 化対策費補助金 6,100
						12 地方創生加 速化交付金	88,889	地方創生加速化交付金 88,889
		7 農業費国庫補助金	5,400	△1,400	4,000	1 農村地域防 災減災事業 費補助金	△1,400	農村地域防災減災事業費補助金減 △1,400
		3 委託金	2,991	43	3,034			
		1 総務費委託金	160	43	203	1 外国人在留 管理事務委 託金	43	外国人在留管理事務委託金増 43
14		県支出金	304,488	43,852	348,340			

(単位：千円)

款	項	科目		計	節		説明	
		目	補正前の額		補正額	区分		金額
		1 県負担金	164,631	11,182	175,813			
		1 民生費負担金	164,181	11,032	175,213	2 保険基盤安定県費負担金	11,513	保険基盤安定県費負担金増 11,513
						3 障がい者福祉費県費負担金	△481	障害者自立支援給付費等負担金減 障害児施設措置給付費等負担金増 △1,024 543
		2 衛生費負担金	450	150	600	1 未熟児養育医療費県費負担金	150	未熟児養育医療費負担金増 150
		2 県補助金	108,541	32,137	140,678			
		2 民生費補助金	42,612	△332	42,280	4 障がい者福祉費県費補助金	△3	地域生活支援事業補助金減 △3
						9 地域福祉総合助成金	△329	地域福祉総合助成金減 △329
		3 衛生費補助金	2,667	△187	2,480	1 衛生費県費補助金	△187	医療施設運営費補助金減 △187
		4 農業費補助金	28,887	26,873	55,760	1 農業委員会費補助金	△127	農業委員会費補助金減 △127

(単位：千円)

款	項	科 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
						2 農業費補助金	27,000	担い手確保・経営強化支援事業 青年収納給付金減 就農 30,000 △3,000
		5 林業費補助金	16,605	△700	15,905	1 林業振興補助金	△700	林業振興補助金減 △700
		7 教育費補助金	690	6,483	7,173	1 放課後子どもプラン推進事業費補助金	△178	放課後子ども教室推進事業補助金減 △178
						5 地域未来塾事業補助金	6,661	地域未来塾ICT備品整備事業補助金 6,661
		3 委託金	31,316	533	31,849			
		1 総務費委託金	29,334	531	29,865	1 統計調査委託金	△148	統計調査委託金減 △148
						3 県税徴収事務委託金	679	県税徴収事務委託金増 679
		3 農業費委託金	91	2	93	1 農業費委託金	2	地すべり防止施設管理委託金増 2
		15 財産収入	6,765	4,088	10,853			
		1 財産運用収入	5,762	△912	4,850			

(単位：千円)

款	項	科目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
		1 財産貸付収入	2,911	45	2,956	1 土地貸付収入	45	町有地貸付収入増 45
		2 利子及び配当金	2,851	△957	1,894	2 基金利子	△957	財政調整基金利子減 減債基金利子減 ふるさと基金利子減 地域福祉基金利子減 公共施設基金利子減 特養松川荘管理運営基金利子減 △548 △62 △34 △80 △205 △28
		2 財産売払収入	1,003	5,000	6,003			
		1 不動産売払収入	1,003	5,000	6,003	1 立木売払収入	5,000	町有林間伐収入増 5,000
		16 寄附金	38,306	5,171	43,477			
		1 寄附金	38,306	5,171	43,477			
		1 一般寄附金	2,005	1,021	3,026	1 一般寄附金	1,021	一般寄附金増 1,021
		6 ふるさと応援寄附金	36,000	4,150	40,150	1 ふるさと応援寄附金	4,150	ふるさと応援寄附金増 4,150
		17 繰入金	211,076	8,703	219,779			
		1 特別会計繰入金	5,442	10,803	16,245			

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
款 項	目				区 分	金 額	
	4 発電事業特別会計	1,642	10,803	12,445	1 発電事業特別会計繰入金	10,803	名子中央保育園発電設備費償還分 12,375 名子中央保育園発電設備減 役場、中学校発電設備減 積立分 △675 名子中央保育園発電設備減 役場、中学校発電設備減 △71 名子中央保育園発電設備減 △726 役場、中学校発電設備減 △100
	2 基金繰入金	205,634	△2,100	203,534			
	5 公共施設等整備基金繰入金	30,100	△2,100	28,000	1 公共施設等整備基金繰入金	△2,100	公共施設等整備基金繰入金減 △2,100
19	諸収入	157,788	△5,175	152,613			
	2 町預金利子	2,000	△1,765	235			
	1 預金利子	2,000	△1,765	235	1 預金利子	△1,765	預金利子減 △1,765
	4 受託事業収入	6,885	△5,346	1,539			
	1 分収造林受託事業収入	6,381	△5,346	1,035	1 分収造林受託事業収入	△5,346	分収造林受託事業収入減 △5,346
	5 雑入	58,305	1,936	60,241			
	1 雑入	58,305	1,936	60,241	5 雑入	1,936	河川愛護作業報奨費減 △48

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節 額		説 明
款	項				区 分	金 額	
							町有林入山鑑札料増 発電事業特別会計より移動 名子中央保育園発電設備売電収入 411 1,573
20 町債		550,200	30,000	580,200			
1 町債		550,200	30,000	580,200			
4 臨時財政対策債		219,300	23,700	243,000	1 臨時財政対策債	23,700	臨時財政対策債増 23,700
10 一般補助施設整備等事業債		0	1,500	1,500	1 一般補助施設整備等事業債	1,500	地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業 1,500
13 全国防災事業債		12,600	4,800	17,400	1 全国防災事業債	4,800	松川北小学校用務員棟改築事業増 4,800
計		6,559,162	253,422	6,812,584			

3. 歳出

(単位：千円)

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1議会費	82,919	194	83,113				194				
1議会費	82,919	194	83,113				194				
1議会費	82,919	194	83,113				194	3職員手当等	194	条例改正による(議員手当)	194
2総務費	797,706	60,835	858,541	33,696	1,500	3,205	22,434				
1総務管理費	635,529	61,933	697,462	34,072	1,500	3,205	23,156				
1一般管理費	283,336	947	284,283				947	3職員手当等	89	条例改正による(特別職手当)	89
14使用料及び賃借料								14使用料及び賃借料	858	ETC使用料増 コピー機他使用料増	500 358
3財政管理費	137,175	12,640	149,815			3,160	9,480	25積立金	12,640	基金利子積立減 基金積立 ふるさと応援基金増 奨学資金増 発電事業償還分 役場、中学発電設備減 発電事業収益分 名子中央保育園発電設備増 役場、中学発電設備減	△957 4,150 9,480 △71 138 △100
5財産管理費	40,089	455	40,544			45	410	18備品購入費	455	職員用事務機・椅子	455
6企画費	102,286	27,972	130,258	27,972				13委託料	972	地方創生加速化交付金事業	

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						特定財源			一般財源	区分	金額	
						国県支出金	地方債	その他				
												移住ガイドブック作成事業 972
										19負担金補助及び交付金	27,000	地方創生加速化交付金事業 知の拠点整備事業広域連合負担金 27,000
		9防犯費	8,255	90	8,345				90	13委託料	90	顧問弁護士料 90
		10情報政策費	28,002	19,829	47,831	6,100	1,500		12,229	13委託料	19,829	地方公共団体 情報セキュリティ強化対策事業 19,829
		2徴税费	75,955	0	75,955				△679			
		1税務総務費	44,868	0	44,868				△679			財源補正
		3戸籍住民基本台帳費	74,363	△950	73,413	△907			△43			
		1戸籍住民基本台帳費	74,363	△950	73,413	△907			△43	19負担金補助及び交付金	△950	中間サーバープラットフォーム負担金減 △950
		5統計調査費	5,479	△148	5,331	△148						
		1統計調査費	5,479	△148	5,331	△148				1報酬	△88	統計調査員報酬減 △88
										7賃金	△51	事務補助者賃金減 △51
										11需用費	15	調査用消耗品費増 15

(単位：千円)

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額			
				国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他						
款 項	目											
								14使用料及び 賃借料	△24	調査関係使用料減	△24	
3	民生費	1,722,453	62,679	1,785,132	60,185		△7,366	9,860				
1	社会福祉費	1,118,565	68,096	1,186,661	62,903			5,193				
1	社会福祉総務費	220,464	71,813	292,277	64,690			7,123				
								7賃金	897	年金生活者等支援臨時福祉給付金 従事者賃金	897	
								11需用費	50	年金生活者等支援臨時福祉給付金 事務用品	50	
								12役務費	410	年金生活者等支援臨時福祉給付金 郵送料 口座振込手数料	247 163	
								13委託料	1,599	年金生活者等支援臨時福祉給付金 システム改修 電算処理業務委託	411 1,188	
								19負担金補助 及び交付金	41,982	年金生活者等支援臨時福祉給付金 臨時福祉給付金減	45,090 △3,108	
								28繰出金	26,875	国保基盤安定繰出金増	26,875	
3	高齢者福祉費	415,380	△1,100	414,280				△1,100	28繰出金	△1,100	地域支援事業繰出金減	△1,100

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						特定財源			一般財源	区分	金額	
						国県支出金	地方債	その他				
		5障がい者福祉費	394,388	△2,617	391,771	△1,787			△830	20扶助費	△2,617	自立支援給付費増 3,341 自立支援医療費減 △7,446 地域生活支援事業費減 △26 地域福祉総合助成金事業減 △659 障害児施設給付費増 2,173
		2児童福祉費	603,888	△5,417	598,471	△2,718		△7,366	4,667			
		1児童福祉総務費	16,777	△2,667	14,110	△2,718			51	12役務費	51	郵便料増 51
										19負担金補助及び交付金	△2,718	子育て世帯臨時特例給付金減 △2,718
		3保育所費	322,704	△750	321,954			△7,330	6,580	4共済費	△750	異動等による △750
		4子育て支援センター費	21,564	△2,000	19,564				△2,000	7賃金	△2,000	心理士賃金減 △2,000
		5児童館費	20,371	0	20,371			△36	36			財源補正
		4衛生費	567,266	11,338	578,604	263		12,409	△1,334			
		1保健衛生費	381,212	12,838	394,050	263		12,409	166			
		1保健衛生総務費	212,867	△71	212,796	450			△521	4共済費	△900	異動等による △900

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						特定財源			一般財源	区分	金額	
						国県支出金	地方債	その他				
	1	労働諸費	1,038	1,000	2,038	1,000						
		1労働諸費	1,038	1,000	2,038	1,000				7賃金	1,000	地方創生加速化交付金事業 職業相談員賃金 1,000
6		農林水産業費	569,034	67,054	636,088	74,563		△685	△6,824			
	1	農業費	496,945	71,700	568,645	72,763		△750	△313			
		1農業委員会費	6,880	0	6,880	△127			127			財源補正
		2農業総務費	31,831	510	32,341				510	3職員手当等	310	異動等による 310
										4共済費	200	異動等による 200
		3農業振興費	72,981	27,000	99,981	30,000			△3,000	8報償費	△3,000	有害鳥獣駆除報奨金減 △3,000
										19負担金補助 及び交付金	30,000	担い手確保・経営強化支援事業 30,000
		4中山間地域活性化 推進事業費	9,706	0	9,706			△750	750			財源補正
		7農村観光交流セン ター費	34,701	44,688	79,389	44,288			400	4共済費	990	協力隊社会保険料減 地方創生加速化交付金事業 移住支援員社会保険料 △90 1,080

(単位：千円)

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
								7賃金	8,612	協力隊賃金減 臨時職員賃金増 地方創生加速化交付金事業 移住支援員賃金	△708 400 8,920
								9旅費	2,596	フードックスジャパン他視察旅費 地方創生加速化交付金事業 移住セミナー他旅費 海外旅費	96 704 1,796
								11需用費	1,552	地方創生加速化交付金事業 のぼり購入費 イベント実施消耗品 フルーツエキスポ他PR用農産物 チラシ・パンフレット他印刷 みらい事務所修繕費他	250 275 110 475 442
								13委託料	40	公用車ラッピング	40
								14使用料及び 賃借料	90	地方創生加速化交付金事業 フルーツエキスポ宿泊費	90
								15工事請負費	30,000	地方創生加速化交付金事業 みらいリニューアル改築費	30,000
								18備品購入費	958	みらいリニューアル用備品 地方創生加速化交付金事業 特産品開発器具購入	150 808

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						特定財源			一般財源	区分	金額	
						国県支出金	地方債	その他				
										19負担金補助及び交付金	△150	協力隊活動費負担金増 70 青年就農給付金減 △3,000 地方創生加速化交付金事業 若者定住住宅取得祝金事業 2,500 フルーツエキスポ参加負担金 170 農家民泊許可申請補助 110
		8農地費	35,551	△498	35,053	△1,398			900	13委託料	2	地すべり防止施設管理委託金増 2
										19負担金補助及び交付金	△500	竜西土地改良事業負担金減 △500
		2林業費	72,089	△4,646	67,443	1,800		65	△6,511			
		2林業振興費	57,843	700	58,543	1,800			△6,511	13委託料	1,500	保全松林緊急保護整備事業減 △1,000 地方創生加速化交付金事業 およびの森下刈業務 2,500
										19負担金補助及び交付金	△800	森林造成事業補助金減 △800
		3分収造林費	6,646	△5,346	1,300					13委託料	△5,346	除伐業務委託料減 △5,346
		7商工費	206,135	7,039	213,174	7,889			50			
		1商工費	206,135	7,039	213,174	7,889			50			
		1商工総務費	26,670	750	27,420				750	4共済費	750	異動等による 750

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
						特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分		金額
		2商工業振興費	115,684	7,120	122,804	7,120				11需用費	120	地方創生加速化交付金事業 企業誘致パンフレット 120
										19負担金補助 及び交付金	7,000	地方創生加速化交付金事業 住宅リフォーム補助 店舗リフォーム補助 6,000 1,000
		3観光費	8,235	1,369	9,604	769			600	12役務費	769	地方創生加速化交付金事業 まっふる掲載作成費 769
										19負担金補助 及び交付金	600	名子・上片桐区会 御柱祭補助 600
		4まつかわの里室内 温水プール施設費	39,671	△2,200	37,471			△900	△1,300	11需用費	△2,200	燃料費減 △2,200
		8土木費	856,984	△35,000	821,984	△83,600		△48	48,648			
		2道路橋梁費	628,961	△34,000	594,961	△83,600			49,600			
		1道路橋梁総務費	29,466	△2,000	27,466				△2,000	7賃金	△2,000	臨時職員賃金減 △2,000
		3道路橋梁新設改良 費	462,893	△32,000	430,893	△83,600			51,600	13委託料	△4,000	設計調査委託料減 △4,000
										15工事請負費	△15,000	社会資本整備総合交付金事業減 △15,000

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説	明
						特定財源			一般財源	区分	金額		
						国県支出金	地方債	その他					
										17公有財産購入費	△9,000	改良工事土地購入費減	△9,000
										22補償補てん及び賠償金	△4,000	改良工事補償費減	△4,000
		3河川費	7,696	0	7,696			△48	48				
		1河川費	7,696	0	7,696			△48	48			財源補正	
		4都市計画費	192,048	△1,000	191,048				△1,000				
		2公共下水道費	180,000	△1,000	179,000				△1,000	28繰出金	△1,000	公共下水道事業特別会計繰出金減	△1,000
		9消防費	257,066	△1,774	255,292				△1,774				
		1消防費	257,066	△1,774	255,292				△1,774				
		2非常備消防費	51,545	146	51,691				146	8報償費	146	退団報奨金増	146
		3消防施設費	15,787	△1,920	13,867				△1,920	28繰出金	△1,920	消火栓設置繰出金減	△1,920
		10教育費	758,216	1,541	759,757	18,438	4,800	△2,933	△18,764				
		1教育総務費	46,755	2,276	49,031	2,240		△833	869				

(単位：千円)

款	項	科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						特定財源			一般財源	区分	金額	
						国県支出金	地方債	その他				
		2教育委員会事務局費	43,761	2,276	46,037	2,240		△833	869	3職員手当等	36	条例改正による(特別職手当) 36
										19負担金補助及び交付金	2,240	地方創生加速化交付金事業 松川町ふるさと学費応援補助金 2,240
		2小学校費	183,145	△6,200	176,945	9,273	4,800	△2,100	△18,173			
		1小学校管理費	171,764	△6,200	165,564	9,015	4,800	△2,100	△17,915	7賃金	△750	放課後子ども教室安全管理員賃金減 △450 教育支援員賃金減 △300
										11需用費	△1,610	消耗品費減 △500 燃料費減 △860 光熱水費減 △250
										14使用料及び賃借料	△550	下水道使用料他減 △550
										17公有財産購入費	△3,290	中央小学校駐車場土地購入費減 △3,290
		2小学校教育振興費	11,381	0	11,381	258			△258			財源補正
		3中学校費	77,715	△1,906	75,809	264			△2,170			
		1中学校管理費	65,992	△1,906	64,086				△1,906	11需用費	△900	燃料費減 △600 光熱水費減 △300

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明					
						特定財源			一般財源	区分	金額						
						国県支出金	地方債	その他									
										15	工事請負費	△1,006	高圧受電設備改修工事減	△1,006			
		2	中学校教育振興費	11,723	0	11,723	264					△264	財源補正				
		4	社会教育費	409,953	7,371	417,324	6,661					710					
		1	社会教育総務費	38,870	7,361	46,231	6,661					700	4	共済費	700	異動等による	700
													18	備品購入費	6,661	地域未来塾ICT用タブレット他備品	6,661
		3	図書館資料館費	29,699	10	29,709						10	12	役務費	10	相互貸借送料増	10
		12	公債費	658,201	△2,960	655,241						△2,960					
		1	公債費	658,201	△2,960	655,241						△2,960					
			1	元金	618,998	40	619,038					40	23	償還金利息及び割引料	40	起債償還元金増	40
			2	利息	39,203	△3,000	36,203					△3,000	23	償還金利息及び割引料	△3,000	起債償還利息減	△3,000
		13	予備費	82,024	81,476	163,500						81,476					
		1	予備費	82,024	81,476	163,500						81,476					

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						特定財源			一般財源	区分	金額	
						国県支出金	地方債	その他				
		1予備費	82,024	81,476	163,500				81,476			
		計	6,559,162	253,422	6,812,584	112,434	6,300	3,682	131,006			

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

(単位:千円)

区 分	職員数	給 与 費							共済費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	期末手当 支給率(月分)	地域手当	寒冷地手当	他手当	計				
補正後	長 等	3		21,228	7,803 (3.15)			6,157	35,188	5,698	40,886	
	議 員	14	33,311		12,242 (3.15)				45,553	20,333	65,886	
	その他 特別職	1,129	54,814						54,814		54,814	
	計	1,146	88,125	21,228	20,045			6,157	135,555	26,031	161,586	
補正前	長 等	3		21,228	7,678 (3.10)			6,157	35,063	5,698	40,761	
	議 員	14	33,311		12,048 (3.10)				45,359	20,333	65,692	
	その他 特別職	1,129	54,814						54,814		54,814	
	計	1,146	88,125	21,228	19,726			6,157	135,236	26,031	161,267	
比 較	長 等				125				125		125	
	議 員				194				194		194	
	その他 特別職											
	計				319				319		319	

2 一般職
(1) 総括

(単位:千円)

区分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	96人		325,660	223,659	549,319	103,440	652,759	
補正前	97人		325,660	223,349	549,009	103,440	652,449	
比較	△1人		0	310	310	0	310	

(単位:千円)

職員手当 の内訳	区分	扶養	管理職	住居	通勤	時間外	期末	勤勉	寒冷地	特勤	宿日直	児童	退職	合計	備考
	補正後	11,670	3,130	3,650	4,038	11,556	78,540	44,790		150	2,900	6,660	56,575	223,659	
	補正前	11,670	3,130	3,650	4,038	11,246	78,540	44,790		150	2,900	6,660	56,575	223,349	
	比較	0	0	0	0	310	0	0		0	0	0	0	310	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職員手当	310	制度改正に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分		310	異動等による

(給料及び職員1人当りの状況)

ア 職員1人当り給与

区 分		一般行政職	技能労務職
平成28年3月1日現在	平均給料月額(円)	280,781	
	平均給与月額(円)	310,464	
	平均年齢(歳)	37.02	
平成28年2月1日現在	平均給料月額(円)	279,726	
	平均給与月額(円)	308,836	
	平均年齢(歳)	37.04	

イ 初任給

(単位：円)

区 分	一般行政職	技能労務職	国の制度	備 考
平成28年3月1日現在	高校卒	144,600	144,600	
	短大卒	157,300	157,300	
	大学卒	176,700	176,700	
平成28年2月1日現在	高校卒	144,600	144,600	
	短大卒	157,300	157,300	
	大学卒	176,700	176,700	

ウ 級別職員数

区 分	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職			備 考
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	
平成28年3月1日現在	1 級	27	28.1				
	2 級	18	18.8				
	3 級	20	20.8				
	4 級	20	20.8				
	5 級	11	11.5				
	6 級	0	0.0				
	計	96	100				
平成28年2月1日現在	1 級	28	28.9				
	2 級	18	18.6				
	3 級	20	20.6				
	4 級	20	20.6				
	5 級	11	11.3				
	6 級	0	0.0				
	計	97	100				

(級別の標準的な職務内容)

職務の級	一般行政職	技能労務職
1 級	主事の職務	1. 一般技能職員の職務 2. 相当の技能又は経験を有する一般技能職員 3. 用務員等を直接指揮監督する主任、困難な業務を行う用務員等
2 級	主任の職務	高度な技能又は経験を必要とする業務を行う職員で、町長が定める職員
3 級	主査の職務	多数の職員を直接指揮監督する職員又は特に困難な業務を行う職員で、町長の定める職員
4 級	係長の職務	
5 級	課長の職務	
6 級	複雑かつ困難な業務をつかさどる課長の職務	

エ 昇給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種		備 考	
			一般行政職	技能労務職		
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	96	96			
	昇給に係る職員数 (B) (人)	96	96			
	号給数別内訳	0号給(人)	1	1		
		1号給(人)	10	10		
		2号給(人)	10	10		
		3号給(人)				
		4号給(人)	63	63		
		5号給(人)	12	12		
		6号給(人)				
	比 率(B) / (A) (%)	100	100			
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	97	97			
	昇給に係る職員数 (B) (人)	97	97			
	号給数別内訳	0号給(人)	1	1		
		1号給(人)	11	11		
		2号給(人)	10	10		
		3号給(人)				
		4号給(人)	63	63		
		5号給(人)	12	12		
		6号給(人)				
	比 率(B) / (A) (%)	100	100			

オ 期末手当、勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率			支 給 率 計	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)	3月(月分)			
補正後	1.975	2.225		4.20	有	
補正前	1.975	2.225		4.20	有	
国の制度	1.975	2.225		4.20	有	

カ 定年退職及び勲奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	そ の 他 の 加算措置等	備 考
支給率等	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特別措置 (20%~2%の加算)	
国の制度 (支給率等)	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特別措置 (20%~2%の加算)	

キ 地域手当

全職員支給対象外

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		一 般 行 政 職	技 能 労 務 職
給料総額に対する比率 (%)	0.6	0.6	
支給対象職員の比率 (%) (平成28年3月1日現在)	21.88	21.88	
代表的な特殊勤務手当の名称	バス運転手手当	バス運転手手当	

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	国の制度と同様	
住 居 手 当	国の制度と同様	
通 勤 手 当	国の制度と同様	

議案第 22 号

平成 27 年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 回）

平成 27 年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 44,226 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 1,721,791 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 3 月 22 日 提 出
松 川 町 長 深 津 徹

平成 28 年 3 月 22 日 可 決
松川町議会議長 関 克 義

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		334,840	844	335,684
	1 国民健康保険税	334,840	844	335,684
2 使用料及び手数料		120	80	200
	1 手数料	120	80	200
3 国庫支出金		384,669	△7,073	377,596
	1 国庫負担金	302,905	△7,073	295,832
4 療養給付費交付金		66,687	24,236	90,923
	1 療養給付費交付金	66,687	24,236	90,923
5 前期高齢者交付金		261,133	△83	261,050
	1 前期高齢者交付金	261,133	△83	261,050
6 県支出金		115,436	△651	114,785
	1 県負担金	11,709	△651	11,058
9 繰入金		132,591	26,873	159,464
	1 他会計繰入金	132,591	26,873	159,464
歳入合計		1,677,565	44,226	1,721,791

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		989,365	0	989,365
	1 療養諸費	859,366	△100	859,266
	6 結核精神諸費	2,280	100	2,380
7 共同事業拠出金		365,152	△8,000	357,152
	1 共同事業拠出金	365,152	△8,000	357,152
8 保健事業費		13,442	△500	12,942
	1 特定健康診査等事務費	13,442	△500	12,942
12 予備費		2,793	52,726	55,519
	1 予備費	2,793	52,726	55,519
歳 出 合 計		1,677,565	44,226	1,721,791

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	334,840	844	335,684
2 使用料及び手数料	120	80	200
3 国庫支出金	384,669	△7,073	377,596
4 療養給付費交付金	66,687	24,236	90,923
5 前期高齢者交付金	261,133	△83	261,050
6 県支出金	115,436	△651	114,785
9 繰入金	132,591	26,873	159,464
歳入合計	1,677,565	44,226	1,721,791

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 保険給付費	989,365	0	989,365	△5,905	0	41,757	△35,852
3 後期高齢者支援金等	209,065	0	209,065	0	0	17,269	△17,269
7 共同事業拠出金	365,152	△8,000	357,152	△1,302	0	△8,000	1,302
8 保健事業費	13,442	△500	12,942	△517	0	0	17
1 2 予備費	2,793	52,726	55,519	0	0	0	52,726
歳 出 合 計	1,677,565	44,226	1,721,791	△7,724	0	51,026	924

2. 歳入

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
款 項	目				区 分	金 額	
1	国民健康保険税	334,840	844	335,684			
	1 国民健康保険税	334,840	844	335,684			
	1 一般被保険者国民健康保険税	312,340	2,348	314,688	1 医療給付費分現年課税分	954	医療給付費分現年課税分増 954
					2 後期高齢者支援金分現年課税分	281	後期高齢者支援金分現年課税分増 281
					3 介護納付金分現年課税分	△187	介護納付金分現年課税分減 △187
					4 医療給付費分滞納繰越分	△500	医療給付費分滞納繰越分減 △500
					5 後期高齢者支援金分滞納繰越分	1,200	後期高齢者支援金分滞納繰越分増 1,200
					6 介護納付金分滞納繰越分	600	介護納付金分滞納繰越分増 600

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節 額		説 明
款 項	目				区 分	金 額	
	2 退職被保険者等国民健康保険税	22,500	△1,504	20,996	1 医療給付費分現年課税分	△575	医療給付費分現年課税分減 △575
					2 後期高齢者支援金分現年課税分	△343	後期高齢者支援金分現年課税分減 △343
					3 介護納付金分現年課税分	△496	介護納付金分現年課税分減 △496
					4 医療給付費分滞納繰越分	△70	医療給付費分滞納繰越分減 △70
					5 後期高齢者支援金分滞納繰越分	△30	後期高齢者支援金分滞納繰越分減 △30
					6 介護納付金分滞納繰越分	10	介護納付金分滞納繰越分増 10
	2 使用料及び手数料	120	80	200			
	1 手数料	120	80	200			
	2 督促手数料	120	80	200	1 督促手数料	80	督促手数料増 80

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
款	項 目				区 分	金 額	
3	国庫支出金	384,669	△7,073	377,596			
	1 国庫負担金	302,905	△7,073	295,832			
	2 療養給付費等負担金	290,764	△5,905	284,859	1 現年度分	△5,905	療養給付費負担金減 △5,905
	3 高額医療費共同事業負担金	9,035	△651	8,384	1 高額医療費共同事業負担金	△651	高額医療費共同事業負担金減 △651
	4 特定健康診査等負担金	3,106	△517	2,589	1 特定健康診査等負担金	△517	特定健康診査等負担金減 △517
4	療養給付費交付金	66,687	24,236	90,923			
	1 療養給付費交付金	66,687	24,236	90,923			
	1 療養給付費交付金	66,687	24,236	90,923	1 現年度分	24,236	療養給付費交付金増 24,236
5	前期高齢者交付金	261,133	△83	261,050			
	1 前期高齢者交付金	261,133	△83	261,050			
	1 前期高齢者交付金	261,133	△83	261,050	1 現年度分	△83	前期高齢者交付金現年度分減 △83
6	県支出金	115,436	△651	114,785			

(単位：千円)

款	項	科 目 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
		1 県負担金	11,709	△651	11,058			
		1 高額医療費共同事業負担金	9,035	△651	8,384	1 高額医療費共同事業負担金	△651	高額医療費共同事業負担金減 △651
		9 繰入金	132,591	26,873	159,464			
		1 他会計繰入金	132,591	26,873	159,464			
		1 一般会計繰入金	107,591	26,873	134,464	1 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）	9,588	保険基盤安定繰入金保険税軽減分増 9,588
						2 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	17,285	保険基盤安定繰入金保険者支援分増 17,285
		計	1,677,565	44,226	1,721,791			

3. 歳 出

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
款	項 目				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
					国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2	保険給付費	989,365	0	989,365	△5,905		41,757	△35,852			
	1 療養諸費	859,366	△100	859,266	△5,905		41,757	△35,952			
	1 一般被保険者療養給付費	777,175	10,000	787,175	△5,905		34,790	△18,885	19負担金補助及び交付金	10,000	一般被保険者療養給付費増 10,000
	2 退職被保険者等療養給付費	64,047	△10,100	53,947			6,967	△17,067	19負担金補助及び交付金	△10,100	退職被保険者等療養給付費減 △10,100
	6 結核精神諸費	2,280	100	2,380				100			
	1 結核精神給付金	2,280	100	2,380				100	19負担金補助及び交付金	100	結核精神給付金増 100
3	後期高齢者支援金等	209,065	0	209,065			17,269	△17,269			
	1 後期高齢者支援金等	209,065	0	209,065			17,269	△17,269			
	1 後期高齢者支援金	209,048	0	209,048			17,269	△17,269			財源補正
7	共同事業拠出金	365,152	△8,000	357,152	△1,302		△8,000	1,302			
	1 共同事業拠出金	365,152	△8,000	357,152	△1,302		△8,000	1,302			
	1 高額医療費拠出金	36,142	0	36,142	△1,302			1,302			財源補正

(単位：千円)

款	項	科 目 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明		
						特定財源			一般財源	区	分		金	額
						国庫支出金	地方債	その他						
		3保険財政共同安定 化事業拠出金	329,010	△8,000	321,010			△8,000		19負担金補助 及び交付金	△8,000	保険財政共同安定化事業拠出金減 △8,000		
		8保健事業費	13,442	△500	12,942	△517			17					
		1 特定健康診査等事務費	13,442	△500	12,942	△517			17					
		1 特定健康診査等事 務費	13,442	△500	12,942	△517			17	13委託料	△500	特定健康診査委託料減 △500		
		12予備費	2,793	52,726	55,519				52,726					
		1 予備費	2,793	52,726	55,519				52,726					
		1 予備費	2,793	52,726	55,519				52,726					
		計	1,677,565	44,226	1,721,791	△7,724		51,026	924					

議案第23号

平成27年度松川町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）

平成27年度松川町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ859千円を追加し、歳入歳出それぞれ1,346,585千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年 3月22日 提 出
松 川 町 長 深 津 徹

平成28年 3月 日 決
松川町議会議長 関 克 義

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		321,226	△1,576	319,650
	2 国庫補助金	97,654	△1,576	96,078
4 支払基金交付金		364,593	2,117	366,710
	1 支払基金交付金	364,593	2,117	366,710
5 県支出金		180,322	1,418	181,740
	1 県負担金	170,147	2,390	172,537
	3 県補助金	10,175	△972	9,203
7 繰入金		181,842	△1,100	180,742
	1 一般会計繰入金	181,842	△1,100	180,742
歳入合計		1,345,726	859	1,346,585

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		12,685	26	12,711
	2 徴収費	1,779	26	1,805
2 保険給付費		1,211,433	6,280	1,217,713
	1 介護サービス等諸費	1,096,011	1,100	1,097,111
	2 介護予防サービス等諸費	68,208	480	68,688
	4 高額介護サービス等費	15,814	1,200	17,014
	7 特定入所者介護サービス等費	28,040	3,500	31,540
4 諸支出金		5,538	△150	5,388
	4 新予防給付サービス費	398	△150	248
5 地域支援事業費		85,761	△4,553	81,208
	2 介護予防事業費	25,788	1,020	26,808
	3 包括的支援事業・任意事業費	37,009	△5,573	31,436
6 予備費		30,266	△744	29,522
	1 予備費	30,266	△744	29,522
歳 出 合 計		1,345,726	859	1,346,585

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	321,226	△1,576	319,650
4 支払基金交付金	364,593	2,117	366,710
5 県支出金	180,322	1,418	181,740
7 繰入金	181,842	△1,100	180,742
歳 入 合 計	1,345,726	859	1,346,585

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	12,685	26	12,711	0	0	0	26
2 保険給付費	1,211,433	6,280	1,217,713	2,791	0	1,821	1,668
4 諸支出金	5,538	△150	5,388	0	0	△150	0
5 地域支援事業費	85,761	△4,553	81,208	△2,949	0	△804	△800
6 予備費	30,266	△744	29,522	0	0	0	△744
歳 出 合 計	1,345,726	859	1,346,585	△158	0	867	150

2. 歳入

(単位：千円)

款 項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
3	国庫支出金	321,226	△1,576	319,650			
2	国庫補助金	97,654	△1,576	96,078			
1	調整交付金	77,286	401	77,687	1 現年度分調整交付金	401	施設介護給付実績の増による 401
6	地域支援事業交付金（ 介護予防事業）	6,039	225	6,264	1 現年度分	225	二次予防事業の増による 225
7	地域支援事業交付金（ 包括的支援事業・任意 事業）	14,329	△2,202	12,127	1 現年度分	△2,202	包括的支援・任意事業の減による △2,202
4	支払基金交付金	364,593	2,117	366,710			
1	支払基金交付金	364,593	2,117	366,710			
1	介護給付費交付金	352,225	1,821	354,046	1 現年度分	1,821	施設介護給付実績の増による 1,821
2	地域支援事業支援交付 金	12,368	296	12,664	1 現年度分	296	二次予防事業の増による 296
5	県支出金	180,322	1,418	181,740			
1	県負担金	170,147	2,390	172,537			

(単位：千円)

款 項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	節 金 額		説 明
					区 分	金 額	
	1 介護給付費負担金	170,147	2,390	172,537	1 現年度分	2,390	施設介護給付実績の増による 2,390
	3 県補助金	10,175	△972	9,203			
	2 地域支援事業交付金（ 介護予防事業）	3,015	128	3,143	1 現年度分	128	二次予防事業の増による 128
	3 地域支援事業交付金（ 包括的支援事業・任意 事業）	7,160	△1,100	6,060	1 現年度分	△1,100	包括的支援・任意事業の減による △1,100
	7 繰入金	181,842	△1,100	180,742			
	1 一般会計繰入金	181,842	△1,100	180,742			
	3 地域支援事業繰入金（ 包括的支援事業・任意 事業）	7,117	△1,100	6,017	1 現年度分	△1,100	包括的支援・任意事業の減による △1,100
	計	1,345,726	859	1,346,585			

3. 歳出

(単位：千円)

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1総務費	12,685	26	12,711				26			
2徴収費	1,779	26	1,805				26			
1賦課徴収費	1,779	26	1,805				26	11需用費	26	負担割合証 26
2保険給付費	1,211,433	6,280	1,217,713	2,791		1,821	1,668			
1介護サービス等諸費	1,096,011	1,100	1,097,111	1,637		319	△856			
1サービス等諸費	935,023	1,100	936,123	1,637		319	△856	19負担金補助及び交付金	1,100	居宅介護サービス実績減 施設介護サービス実績増 △27,500 28,600
2介護予防サービス等諸費	68,208	480	68,688	91		139	250			
7介護予防サービス計画給付費	7,772	480	8,252	91		139	250	19負担金補助及び交付金	480	実績増 480
4高額介護サービス等費	15,814	1,200	17,014	227		348	625			
1高額介護サービス費	15,744	1,200	16,944	227		348	625	19負担金補助及び交付金	1,200	実績増 1,200
7特定入所者介護サービス等費	28,040	3,500	31,540	836		1,015	1,649			

(単位：千円)

科 目 款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1特定入所者介護サービス費	27,840	3,500	31,340	836		1,015	1,649	19負担金補助及び交付金	3,500	実績増 3,500
4諸支出金	5,538	△150	5,388			△150				
4新予防給付サービス費	398	△150	248			△150				
1新予防給付ケアマネジメント費	398	△150	248			△150		13委託料	△150	実績減 △150
5地域支援事業費	85,761	△4,553	81,208	△2,949		△804	△800			
2介護予防事業費	25,788	1,020	26,808	353		296	371			
1二次予防事業対象者施策事業費	24,859	1,020	25,879	353		296	371	13委託料	1,020	コミカフェ相談会 (包括的支援から組み換え) 1,020
3包括的支援事業・任意事業費	37,009	△5,573	31,436	△3,302		△1,100	△1,171			
4包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	4,357	△1,860	2,497	△1,102		△367	△391	13委託料	△1,020	コミカフェ相談会 (二次予防事業へ組み換え) △1,020
								14使用料及び賃借料	△840	公用車リース料 △840

(単位：千円)

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
5任意事業費	22,890	△3,713	19,177	△2,200		△733	△780	13委託料	△3,766	認知症集中チーム・推進員	△3,766
								20扶助費	53	福祉用具購入実績増	53
6予備費	30,266	△744	29,522				△744				
1予備費	30,266	△744	29,522				△744				
1予備費	30,266	△744	29,522				△744				
計	1,345,726	859	1,346,585	△158		867	150				

平成27年度松川町公共下水道事業特別会計補正予算（第5回）

平成27年度松川町公共下水道事業特別会計補正予算（第5回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,484千円を追加し、歳入歳出それぞれ297,863千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年 3月 22日 提 出
松 川 町 長 深 津 徹

平成28年 3月 日 決
松川町議会議長 関 克 義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		8,501	4,000	12,501
	1 分担金及び負担金	8,501	4,000	12,501
2 使用料及び手数料		86,105	△516	85,589
	1 使用料	86,080	△600	85,480
	2 手数料	25	84	109
3 繰入金		180,000	△1,000	179,000
	1 繰入金	180,000	△1,000	179,000
歳入合計		295,379	2,484	297,863

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		78,562	△1,739	76,823
	2 施設管理費	47,257	△1,739	45,518
2 事業費		18,830	△1,080	17,750
	1 公共下水道事業費	18,830	△1,080	17,750
4 予備費		2,039	5,303	7,342
	1 予備費	2,039	5,303	7,342
歳出合計		295,379	2,484	297,863

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	8,501	4,000	12,501
2 使用料及び手数料	86,105	△516	85,589
3 繰入金	180,000	△1,000	179,000
歳入合計	295,379	2,484	297,863

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	78,562	△1,739	76,823	0	0	△516	△1,223
2 事業費	18,830	△1,080	17,750	0	0	△1,000	△80
3 公債費	195,848	0	195,848	0	0	4,000	△4,000
4 予備費	2,039	5,303	7,342	0	0	0	5,303
歳出合計	295,379	2,484	297,863	0	0	2,484	0

2. 歳入

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
款 項	目				区 分	金 額	
	1 分担金及び負担金	8,501	4,000	12,501			
	1 分担金及び負担金	8,501	4,000	12,501			
	1 分担金及び負担金	8,501	4,000	12,501	1 受益者負担金	5,000	下水道事業受益者負担金増 5,000
					3 工事負担金	△1,000	神護原線污水管布設替減 △1,000
	2 使用料及び手数料	86,105	△516	85,589			
	1 使用料	86,080	△600	85,480			
	1 使用料	86,080	△600	85,480	1 下水道料金	△600	下水道使用料金減 △600
	2 手数料	25	84	109			
	1 手数料	25	84	109	2 下水道手数料	84	下水道督促手数料増 84
	3 繰入金	180,000	△1,000	179,000			
	1 繰入金	180,000	△1,000	179,000			
	1 繰入金	180,000	△1,000	179,000	1 一般会計繰入金	△1,000	一般会計繰入金減 △1,000

3. 歳 出

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
款	項 目				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
					国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1	総務費	78,562	△1,739	76,823			△516	△1,223			
	1 総務管理費	31,305	0	31,305			△600	600			
	1-1 一般管理費	31,305	0	31,305			△600	600			財源補正
	2 施設管理費	47,257	△1,739	45,518			84	△1,823			
	1 維持管理費	47,257	△1,739	45,518			84	△1,823	11 需用費	△1,350	公用車等燃料減 △90 光熱水費減 △130 処理場等修繕減 △1,130
									13 委託料	△400	処理場包括維持管理業務減 △300 下水道本管カメラ調査減 △100
									14 使用料及び賃借料	11	NHK衛星放送受信料増 11
2	事業費	18,830	△1,080	17,750			△1,000	△80			
	1 公共下水道事業費	18,830	△1,080	17,750			△1,000	△80			
	1 公共下水道事業費	18,830	△1,080	17,750			△1,000	△80	15 工事請負費	△1,080	神護原線污水管布設替減 △1,080
3	公債費	195,848	0	195,848			4,000	△4,000			

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
款 項	目				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他							
	1 公債費	195,848	0	195,848			4,000	△4,000			
	1元金	146,447	0	146,447			4,000	△4,000			財源補正
	4 予備費	2,039	5,303	7,342				5,303			
	1 予備費	2,039	5,303	7,342				5,303			
	1 予備費	2,039	5,303	7,342				5,303			
	計	295,379	2,484	297,863			2,484				

平成27年度松川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）

平成27年度松川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,600千円を追加し、歳入歳出それぞれ393,645千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年 3月 22日 提出
松川町長 深津 徹

平成28年 3月 22日 可決
松川町議会議長 関 克義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		7,501	3,600	11,101
	1 分担金及び負担金	7,501	3,600	11,101
歳入合計		390,045	3,600	393,645

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		74,535	△3,140	71,395
	2 施設管理費	62,870	△3,140	59,730
2 事業費		3,702	△600	3,102
	1 農業集落排水事業費	3,702	△600	3,102
4 予備費		5,127	7,340	12,467
	1 予備費	5,127	7,340	12,467
歳出合計		390,045	3,600	393,645

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	7,501	3,600	11,101
歳入合計	390,045	3,600	393,645

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	74,535	△3,140	71,395	0	0	585	△3,725
2 事業費	3,702	△600	3,102	0	0	600	△1,200
3 公債費	306,631	0	306,631	0	0	1,631	△1,631
4 予備費	5,127	7,340	12,467	0	0	784	6,556
歳出合計	390,045	3,600	393,645	0	0	3,600	0

2. 歳入

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節 額		説 明
款 項	目				区 分	金 額	
	1 分担金及び負担金	7,501	3,600	11,101			
	1 分担金及び負担金	7,501	3,600	11,101			
	1 分担金及び負担金	7,501	3,600	11,101	1 受益者負担金	3,330	下水道受益者負担金増 3,330
					3 工事負担金	270	工事負担金増 270
	計	390,045	3,600	393,645			

3. 歳出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明			
						特定財源			一般財源	区分	金額				
						国県支出金	地方債	その他							
1	総務費		74,535	△3,140	71,395			585	△3,725						
	2	施設管理費	62,870	△3,140	59,730			585	△3,725						
		1	維持管理費	62,870	△3,140	59,730			585	△3,725	11	需用費	△2,140	光熱水費減 処理場等修繕減	△600 △1,540
											13	委託料	△1,000	処理場維持管理業務減 中継ポンプ場維持管理業務減 下水道本管カメラ調査減	△750 △150 △100
2	事業費		3,702	△600	3,102			600	△1,200						
	1	農業集落排水事業費	3,702	△600	3,102			600	△1,200						
		1	農業集落排水事業費	3,702	△600	3,102			600	△1,200	15	工事請負費	△600	公共マス新設減	△600
3	公債費		306,631	0	306,631			1,631	△1,631						
	1	公債費	306,631	0	306,631			1,631	△1,631						
		1	元金	230,629	0	230,629			1,631	△1,631				財源補正	
4	予備費		5,127	7,340	12,467			784	6,556						

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
						特定財源			一般財源	区分	金額	
						国県支出金	地方債	その他				
		1予備費	5,127	7,340	12,467			784	6,556			
		1予備費	5,127	7,340	12,467			784	6,556			
		計	390,045	3,600	393,645			3,600				

議案第26号

平成27年度松川町保養宿泊施設事業特別会計補正予算（第3回）

平成27年度松川町保養宿泊施設事業特別会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ900千円を追加し、歳入歳出それぞれ540,182千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年 3月22日 提出
松川町長 深津 徹

平成28年 3月22日 可決
松川町議会議長 関 克 義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		507,432	900	508,332
	1 使用料	507,432	900	508,332
歳入合計		539,282	900	540,182

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 運営費		529,598	△2,250	527,348
	1 営業費	528,398	△2,250	526,148
2 予備費		9,684	3,150	12,834
	1 予備費	9,684	3,150	12,834
歳出合計		539,282	900	540,182

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料	507,432	900	508,332
歳入合計	539,282	900	540,182

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 運営費	529,598	△2,250	527,348	0	0	△2,500	250
2 予備費	9,684	3,150	12,834	0	0	900	2,250
歳出合計	539,282	900	540,182	0	0	△1,600	2,500

2. 歳入

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節 金 額		説 明
款 項	目				区 分	金 額	
	1 使用料及び手数料	507,432	900	508,332			
	1 使用料	507,432	900	508,332			
	2 まつかわの里施設使用料	7,922	900	8,822	1 スポーツ施設使用料	900	屋内スポーツ増 900
	計	539,282	900	540,182			

3. 歳出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
						特定財源			一般財源	区分		金額	
						国県支出金	地方債	その他					
1	運営費		529,598	△2,250	527,348			△2,500	250				
	1	営業費	528,398	△2,250	526,148			△2,500	250				
		1	総務費	29,669	250	29,919			250	4	共済費	250	共済組合負担金増 250
		2	営業費	483,287	△2,500	480,787		△2,500		11	需用費	△4,000	燃料費減 △4,000
										12	役務費	1,000	郵便料増 1,000
										15	工事請負費	△1,000	ジュータン張替工事減 △1,000
										27	公課費	1,500	消費税増 1,500
2	予備費		9,684	3,150	12,834			900	2,250				
	1	予備費	9,684	3,150	12,834			900	2,250				
		1	予備費	9,684	3,150	12,834		900	2,250				
		計	539,282	900	540,182			△1,600	2,500				

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職
(1) 総 括

(単位:千円)

区 分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	3人					3,900	3,900	
補正前	3人					3,650	3,650	
比 較						250	250	

(単位:千円)

職員手当 の内 訳	区 分	扶 養	管理職	住 居	通 勤	時間外	期 末	勤 勉	寒冷地	特 勤	宿日直	児 童	退 職	合 計	備 考	
	補正後															
	補正前															
	比 較															

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職員手当		制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分			

(給料及び職員1人当りの状況)

ア 職員1人当り給与

区 分		一般行政職	技能労務職
平成28年3月1日現在	平均給料月額(円)	308,900	
	平均給与月額(円)	413,011	
	平均年齢(歳)	43.06	
平成27年4月1日現在	平均給料月額(円)	304,967	
	平均給与月額(円)	409,051	
	平均年齢(歳)	42.94	

イ 初任給

(単位：円)

区 分	一般行政職	技能労務職	国の制度	備 考
平成28年3月1日現在	高校卒	144,600	144,600	
	短大卒	157,300	157,300	
	大学卒	176,700	176,700	
平成27年4月1日現在	高校卒	142,100	142,100	
	短大卒	154,800	154,800	
	大学卒	174,200	174,200	

ウ 級別職員数

区 分	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職			備 考
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	
平成28年3月1日現在	1 級		0.0				
	2 級	1	33.3				
	3 級	1	33.3				
	4 級	1	33.3				
	5 級		0.0				
	6 級		0.0				
	計	3	100				
	平成27年4月1日現在	1 級		0.0			
2 級		1	33.3				
3 級		1	33.3				
4 級		1	33.3				
5 級			0.0				
6 級			0.0				
計		3	100				

(級別の標準的な職務内容)

職務の級	一般行政職	技能労務職
1 級	主事の職務	1. 一般技能職員の職務 2. 相当の技能又は経験を有する一般技能職員 3. 用務員等を直接指揮監督する主任、困難な業務を行う用務員等
2 級	主任の職務	高度な技能又は経験を必要とする業務を行う職員で、町長が定める職員
3 級	主査の職務	多数の職員を直接指揮監督する職員又は特に困難な業務を行う職員で、町長の定める職員
4 級	係長の職務	
5 級	課長の職務	
6 級	複雑かつ困難な業務をつかさどる課長の職務	

工 昇給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種		備 考	
			一般行政職	技能労務職		
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	3	3			
	昇給に係る職員数 (B) (人)	3	3			
	号給数別内訳	1号給(人)				
		2号給(人)				
		3号給(人)				
		4号給(人)	3	3		
		5号給(人)				
		6号給(人)				
	比 率 (B) / (A) (%)	100	100			
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	3	3			
	昇給に係る職員数 (B) (人)	3	3			
	号給数別内訳	1号給(人)				
		2号給(人)				
		3号給(人)				
		4号給(人)	3	3		
		5号給(人)				
		6号給(人)				
	比 率 (B) / (A) (%)	100	100			

オ 期末手当、勤勉手当

区分	支給期別支給率			支給率計	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)	3月(月分)			
補正後	2.025	2.175		4.20	有	
補正前	1.975	2.125		4.10	有	
国の制度	2.025	2.175		4.20	有	

カ 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	備考
支給率等	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特別措置 (20%~2%の加算)	
国の制度 (支給率等)	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特別措置 (20%~2%の加算)	

キ 地域手当

全職員支給対象外

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		一 般 行 政 職	技 能 労 務 職
給料総額に対する比率 (%)			
支給対象職員の比率 (%) (平成28年4月1日現在)			
代表的な特殊勤務手当の名称			

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	国の制度と同様	
住 居 手 当	国の制度と同様	
通 勤 手 当	国の制度と同様	

議案第 27 号

平成 27 年度松川町発電事業特別会計補正予算（第 3 回）

平成 27 年度松川町発電事業特別会計補正予算（第 3 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10,642 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 74,721 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 3 月 22 日 提出
松川町長 深津 徹

平成 28 年 3 月 22 日 可決
松川町議会議長 関 克 義

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 発電収入		1,848	△1,733	115
	1 発電収入	1,848	△1,733	115
2 繰入金		62,231	12,375	74,606
	1 繰入金	62,231	12,375	74,606
歳入合計		64,079	10,642	74,721

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		63,163	△887	62,276
	1 事業費	63,163	△887	62,276
2 諸支出金		816	11,629	12,445
	1 繰出金	816	11,629	12,445
3 予備費		100	△100	0
	1 予備費	100	△100	0
歳出合計		64,079	10,642	74,721

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 発電収入	1,848	△1,733	115
2 繰入金	62,231	12,375	74,606
歳入合計	64,079	10,642	74,721

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 事業費	63,163	△887	62,276	0	0	△887	0
2 諸支出金	816	11,629	12,445	0	0	11,629	0
3 予備費	100	△100	0	0	0	△100	0
歳出合計	64,079	10,642	74,721	0	0	10,642	0

2. 歳入

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
款 項	目				区 分	金 額	
1	発電収入	1,848	△1,733	115			
	1 発電収入	1,848	△1,733	115			
	1 太陽光発電売電収入	1,848	△1,733	115	1 太陽光発電 売電収入	△1,733	名子中央保育園発電設備売電収入減 △3 同 一般会計へ移動減 △1,573 役場発電設備売電収入減 △21 中学発電設備売電収入減 △136
2	繰入金	62,231	12,375	74,606			
	1 繰入金	62,231	12,375	74,606			
	1 繰入金	62,231	12,375	74,606	1 一般会計繰 入金	12,375	名子中央保育園発電設備所管替え資金 12,375
	計	64,079	10,642	74,721			

3. 歳 出

(単位：千円)

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1事業費	63,163	△887	62,276			△887				
1事業費	63,163	△887	62,276			△887				
1太陽光発電事業費	63,163	△887	62,276			△887		11需用費	△88	名子中央保育園発電設備分電気料 一般会計へ移動減 △12 役場、中学発電設備分電気料減 △6 消耗品減 △30 修繕費減 △40
								12役務費	27	災害共済掛金 名子中央保育園発電設備分増 17 同 一般会計へ移動減 △22 役場、中学発電設備分増 32
								28繰出金	△826	一般会計繰出金 収益分 名子中央保育園発電設備分 一般会計へ移動減 △726 役場、中学発電設備分減 △100
2諸支出金	816	11,629	12,445			11,629				
1繰出金	816	11,629	12,445			11,629				
1繰出金	816	11,629	12,445			11,629		28繰出金	11,629	一般会計繰出金 償還分 名子中央保育園発電設備分 一般会計へ移動減 △675 役場、中学発電設備分減 △71

(単位：千円)

款	項	科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明		
						特定財源			一般財源	区	分		金	額
						国県支出金	地方債	その他						
												名子中央保育園発電設備費 12,375		
		3予備費	100	△100	0			△100						
		1予備費	100	△100	0			△100						
		1予備費	100	△100	0			△100						
		計	64,079	10,642	74,721			10,642						

議案第28号

平成27年度松川町水道事業会計補正予算（第4回）

（総 則）

第1条 平成27年度松川町水道事業会計補正予算（第4回）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 平成27年度松川町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入	（千円）	（千円）	（千円）
第11款	水道事業収益	295,932	△ 260	295,672
第1項	営業収益	253,731	0	253,731
第2項	営業外収益	42,201	△ 260	41,941
	支 出			
第21款	水道事業費用	313,455	△ 534	312,921
第1項	営業費用	274,482	△ 534	273,948
第2項	営業外費用	38,873	0	38,873
第3項	特別損失	100	0	100

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入	(千円)	(千円)	(千円)
第31款 資本的収入	95,504	△ 5,461	90,043
第1項 工事負担金	22,300	0	22,300
第2項 補助金	17,204	△ 1,461	15,743
第3項 企業債	56,000	△ 4,000	52,000
支 出			
第41款 資本的支出	227,988	△ 7,549	220,439
第1項 建設改良費	103,647	△ 7,549	96,098
第2項 企業債償還金	124,341	0	124,341

(企業債の補正)

第4条 予算第7条の起債の限度額を次のとおり変更する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
老朽管布設替事業 遠方監視装置更新事業 片桐ダム堰堤改良事業	千円 56,000	証書借入	%以内 4.0	借入先の融資条件による。 ただし、企業財政その他の 都合により繰上償還又は低利 に借換えることができる。	千円 52,000	補正前に 同じ	補正前に 同じ	補正前に 同じ

(他会計からの補助金の補正)

第5条 予算第11条中「31,554千円」を「29,833千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額の補正)

第6条 予算第12条中「4,317千円」を「3,317千円」に改める。

平成28年 3月22日 提出
松川町長 深津 徹

平成28年 3月**22**日 可決
松川町議会議長 関 克 義

平成 27 年度 松川町水道事業会計補正予算実施計画

収益の収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
11 水道事業収益			295,932	△ 260	295,672	
	2 営業外収益		42,201	△ 260	41,941	
		2 他会計補助金	14,350	△ 260	14,090	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
21 水道事業費用			313,455	△ 534	312,921	
	1 営業費用		274,482	△ 534	273,948	
		1 原水及び浄水費	43,996	△ 3,034	40,962	
		2 配水及び給水費	45,998	△ 2,500	43,498	
		5 資産減耗費	4,150	5,000	9,150	

資本的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
31 資本的收入			95,504	△ 5,461	90,043	
	2 補助金		17,204	△ 1,461	15,743	
		2 他会計補助金	17,204	△ 1,461	15,743	
	3 企業債		56,000	△ 4,000	52,000	
		1 企業債	56,000	△ 4,000	52,000	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
41 資本的支出			227,988	△ 7,549	220,439	
	1 建設改良費		103,647	△ 7,549	96,098	
		1 施設工事費	63,785	△ 1,425	62,360	
		2 上水道整備事業費	37,545	△ 5,624	31,921	
		3 固定資産購入費	2,317	△ 500	1,817	

平成 27 年度 松川町水道事業会計補正予算(第4回)事項別明細書

収益的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

科 目			既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
款	項	目				区 分	金 額	
11	水道事業	収益	295,932	△ 260	295,672			
	2	営業外収益	42,201	△ 260	41,941			
		2 他会計補助金	14,350	△ 260	14,090	1 一般会計補助金	△ 260	異動による児童手当減 △260

支 出

(単位：千円)

科 目			既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
款	項	目				区 分	金 額	
21	水道事業	費用	313,455	△ 534	312,921			
	1	営業費用	274,482	△ 534	273,948			
		1 原水及び浄水費	43,996	△ 3,034	40,962	13 通信運搬費	25	中桐浄水場NHK放送受信料 25
						19 修繕費	△ 1,500	浄水施設等修繕費減 △1,500
						20 工事請負費	△ 1,200	浄水施設等工事費減 △1,200
						32 負担金	△ 359	片桐ダム管理費等負担金減 △359
		2 配水及び給水費	45,998	△ 2,500	43,498	19 修繕費	△ 2,000	配給水施設修繕費減 △2,000
						24 材料費	△ 500	給水資材等材料費減 △500
		5 資産減耗費	4,150	5,000	9,150	13 固定資産除却費	5,000	配水管及び機械器具除却処分費増 5,000

資本的収入及び支出

収入

(単位：千円)

科 目			既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
款	項	目				区 分	金 額	
31	資本的収入		95,504	△ 5,461	90,043			
	2	補助金	17,204	△ 1,461	15,743			
		2 他会計補助金	17,204	△ 1,461	15,743	1 一般会計補助金	△ 1,461	片桐ダム堰堤改良事業費変更による減 △1,461
	3	企業債	56,000	△ 4,000	52,000			
		1 企業債	56,000	△ 4,000	52,000	1 水道事業債	△ 4,000	対象事業費減 △4,000

支出

(単位：千円)

科 目			既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
款	項	目				区 分	金 額	
41	資本的支出		227,988	△ 7,549	220,439			
	1	建設改良費	103,647	△ 7,549	96,098			
		1 施設工事費	63,785	△ 1,425	62,360	39 消火栓設置費	△ 1,425	消火栓設置等工事費減 △1,425
		2 上水道整備事業費	37,545	△ 5,624	31,921	20 工事請負費	△ 1,242	上片桐老朽管布設替工事費減 △1,242
						32 負担金	△ 4,382	片桐ダム堰堤改良事業費負担金減 △4,382
		3 固定資産購入費	2,317	△ 500	1,817	81 量水器購入費	△ 500	出庫数量減 △500

議案第29号

南信州広域連合が処理する事務の変更及び南信州広域連合規約の変更について

南信州広域連合の処理する事務を変更し、及び南信州広域連合規約の一部を変更する規約を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定による協議を行うため、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

平成28年 3月22日 提出
松川町長 深津 徹

平成28年 3月22日 可決
松川町議会議長 関 克義

南信州広域連合規約の一部を変更する規約（案）

南信州広域連合規約（平成11年3月15日長野県指令10地第1281号）の一部を次のように変更する。

第4条第1項第7号中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、同項第9号を次のように改める。

(9) 広域的な課題についての調査研究及び事業化に関する事務

第4条第1項第13号を削り、同項第14号中「及び粗大ごみ処理施設の広域化計画の策定並びに」を「の整備並びに一般廃棄物の処理に関する計画の策定及び」に改め、同号を同項第13号とし、同項中第15号を第14号とし、第16号を第15号とし、第17号を第16号とし、同項に次の1号を加える。

(17) まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する計画で、広域連携によって取り組むこととして広域連合が定めたものの策定及び実施に関する事務

第5条第9号を次のように改める。

(9) 広域的な課題についての調査研究及び事業化に関すること。

第5条第13号を削り、同条第14号中「及び粗大ごみ処理施設の広域化計画の策定並びに」を「の整備並びに一般廃棄物の処理に関する計画の策定及び」に改め、同号を同条第13号とし、同条中第15号を第14号とし、第16号を第15号とし、第17号を第16号とし、同条の次に次の1号を加える。

(17) まち・ひと・しごと創生に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。

別表を次のように改める。

別表（第4条、第17条関係）

処理事務	市町村	負担割合	
		事業費	
1 広域連合の区域における広域行政の推進に関する事務	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村	事業費	広域連合の議会の議決を経て広域連合長が別に定める。
2 地方拠点都市地域の振興整備に関する事務		事業費	均等割 10% 人口割 90%
3 広域的な幹線道路網構想及び計画の策定並びに同構想及び計画に基づく事業の実施に必要な連絡調整に関する事務		事業費	均等割 10% 人口割 90%
4 市町村間の人事交流の連絡調整に関する事務		事業費	均等割 10% 人口割 90%
5 広域防災計画の実施に必要な連絡調整に関する事務		事業費	均等割 10% 人口割 90%
6 介護認定審査会の設置及び運営に関する事務		事業費	均等割 15% 申請者数割 85%

7 市町村審査会の設置及び運営に関する事務		事業費	均等割 15% 申請者数割 85%
8 地域生活支援事業としての相談支援事業に関する事務		事業費	均等割 15% 相談件数割 85%
9 広域的な課題についての調査研究及び事業化に関する事務		事業費	均等割 10% 人口割 90%
10 消防に関する事務（消防団、消防水利施設及び防災計画に関する事務を除く。）		事業費	前年度の地方交付税における消防費の基準財政需要額に応じて広域連合長が別に定める。
11 老人ホーム入所判定委員会の設置及び運営並びに入所調整に関する事務		事業費	均等割 10% 人口割 90%
12 障害者支援施設の設置、管理及び運営に関する事務		事業費	均等割 70% 広域連合議員の定数割 30%
		建設費	阿南町 40% 阿南町を除く市町村 60% ただし、阿南町を除く市町村の割合は次のとおりとする。 均等割 10% 人口割 40% 入所者延べ数割 40% 前年度の地方交付税における基準財政需要額割 10%
13 ごみ処理施設の整備並びに一般廃棄物の処理に関する計画の策定及び同計画に基づく事業の実施に関する事務	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村	計画策定費	均等割 10% 人口割 90%
14 ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務		運営費	均等割 15% 利用実績割 85%
		建設費	均等割 10% 人口割 70% 利用平均実績割 20%
	飯田市、松川町、高森町、喬木村、豊丘	運営費	均等割 13% 利用実績割 87%
		建設費	均等割 13%

	村		利用平均実績割 87%
15 し尿処理施設の設置、 管理及び運営に関する事 務	飯田市、松川 町、高森町、 喬木村、豊丘 村、大鹿村	運営費	均等割 13% 利用実績割 87%
		建設費	均等割 13% 利用平均実績割 87%
16 知事の権限に属する事 務の処理の特例に関する 条例により、広域連合が 処理することとされた次 に掲げる事務 ア 火薬類の譲渡、譲受 及び消費の許可等に関 すること。 イ 液化石油ガス設備工 事の届出の受理に関す ること。	飯田市、松川 町、高森町、 阿南町、阿智 村、平谷村、 根羽村、下條 村、売木村、 天龍村、泰阜 村、喬木村、 豊丘村、大鹿 村	事業費	前年度の地方交付税にお ける消防費の基準財政需 要額に応じて広域連合長 が別に定める。
17 まち・ひと・しごと創 生法第10条第1項に規定 する計画で、広域連携に よって取り組むこととし て広域連合が定めたもの の策定及び実施に関する 事務		事業費	広域連合の議会の議決を 経て広域連合長が別に定 める。

備考

- 1 「人口割」の算定基礎は、予算の属する年度の前年度10月1日現在における長野県人口推計による数値を基準とする。
- 2 「申請者数割」の算定基礎は、予算の属する年度直前の1年間（以下「直前1年間」という。）の申請者数の実績とする。
- 3 「相談件数割」の算定基礎は、直前1年間の相談件数の実績とする。
- 4 「入所者延べ数割」の算定基礎は、障害者支援施設開所以来の入所者延べ人数とする。
- 5 「利用平均実績割」の算定基礎は、予算の属する年度直前の3年間の利用実績割の平均とする。ただし、「建設費」（起債償還金を含む。以下同じ。）を、地方交付税法（昭和25年法律第211号）に基づき建設地所在市町村の基準財政需要額に算入された市町村は、算入後の基準財政需要額から算入前の基準財政需要額を控除した額を負担する。
- 6 「利用実績割」の算定基礎は、直前1年間の利用実績とする。

附 則

この規約は、地方自治法第291条の3第1項の規定による長野県知事の許可を受けた日から施行する。

議案第 30 号

国土利用計画（松川町計画）について

国土利用計画（松川町計画）を別紙のとおり定めたいので、松川町議会の議決すべき事件を定める条例（平成 25 年条例第 1 号）第 2 条第 7 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 28 年 3 月 22 日 提出
松川町長 深津 徹

平成 28 年 3 月 22 日 可決
松川町議会議長 関 克 義